

手数料規程

制定 昭和 59 年 11 月 30 日

改正 昭和 61 年 3 月 14 日

改正 平成 9 年 4 月 1 日

改正 平成 25 年 10 月 22 日

改正 平成 28 年 4 月 1 日

1. 可搬形発電機整備技術者講習会制度に関する規程（以下「規程」という。）及び同細則に基づく関係手数料の金額は、下表のとおりとする。

区 分	手 数 料	備 考
受 講 申 請	43,500円	規程第 8 条及び同細則第 4 条、第 6 条による受講、及び規程第 11 条による資格者の登録並びに資格証等の交付（様式 1）
資格証再交付申請	3,500円	規程第 14 条による資格証再交付申請書（様式 5）
資格更新申請	8,000円	規程第 12 条及び同細則、第 10 条、11 条及び 12 条による資格取得後 5 年ごとの手続資格更新申請書（様式 6）

注 1. 手数料は一般社団法人日本建設機械レンタル協会（以下「当協会」という。）の定めた申請書とともに払い込むものとする。

2. 手数料は正当な理由がある場合を除き、認定取得の成否にかかわらず返金はしない。

ただし、受講申請をした者であって、可搬形発電機整備技術者講習会の終了後に実施する試験に合格しなかった者については、当該資格証交付手数料相当額の 3,500円を返金するものとする。

3. 申請手数料振込書の写しを申請書類に添付すること。

4. 当協会会員の受講申請手数料は 33,500円とする。

5. 当協会会員の資格更新申請手数料は、6,800円とする。

6. 消費税は別途請求する。

2. この規程の改廃は、教育研修委員会可発部会の議を経て、当協会会長が行う。